Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 176 2017年04月03日

インド商標法規則 2017 の要点

インドにおいて新たな商標法規則 2017 が 2017 年 3 月 6 日に施行された。新規則は商標局の現行業務の効率を上げることを目的としているが明確な変化をもたらすことが期待される。新規則の要点は以下の通りである。

1. ほとんど全ての手続きに関する公費が値上げされた。一方、小規模企業(個人、新規企業、小企業)に対する料金体系は減額された。しかしながら、インド国外の新規企業が減額された料金を利用できるかは疑わしいところである。
   オンライン/電子出願の使用に対して公費 10%が減額となる。これにより商標局における効率及び透明性が増し、また業務量が減ることが期待される。
2. 申請フォームは 74 種類から 8 種類に大幅に減る。
3. 著名商標の申請に関する規定が設けられた。
4. 審査促進の申請は審査だけでなく出願登録手続き全体が促進の対象となる。
5. 連合と商品リストの追加文字に関する公費が廃止された。但し、連合解除の申請には費用がかかる。
6. 電子媒体での書類の送付は商標局からの書面による送付と同一とみなす。更に、審査報告書又は異議申立の通知書を商標局のオンライン記録からダウンロードし答弁する場合、商標局からの送付を省くことができる。
7. 異議手続きの証拠提出に関する期限延長はいかなる場合も認めない。
8. 出願前の使用を主張する商標出願をする場合、宣言書及びその使用を立証する証拠を**出願時に提出**しなければならない。
9. 異議申立の通知又は答弁に関して証拠又は反駁書を提出しない場合は異議申立の却下又は出願の放棄とみなす。これまでこの義務は異議申立人のみであったが、新規則は同様の義務を出願人にも課した。
10. 商標登録の更新は満了日の 1 年前から申請できる。

(出典:De Penning & De Penning)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。